

令和3年1月6日

各都道府県産婦人科医会会長 殿

公益社団法人日本産婦人科医会
会 長 木下 勝之

出生証明書の様式等を定める省令の一部改正について

平素から本会の運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて今般、標記内容について、本会宛に厚生労働省政策統括官より周知依頼がありました
(資料1)。

今回の通知の概要につきましては、**出生証明書について、作成者（出産立会い者）の氏名の記載のみ（作成者の押印または署名は不要）に改正となりました。**

所属会員の先生方にご案内頂きまして、地域での周産期医療および母子保健事業にご活用頂きますよう、よろしく願いいたします。

【通知等一覧】

(資料1) (本会宛) 出生証明書の様式等を定める省令の一部改正について

(令和2年12月25日厚生労働省政策統括官通知)